

広島県告示第九百七十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第三号の規定により二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の認定を受けている者に係る学科の名称及び課程の変更を次のとおり認定した。

平成十九年十月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 学校名

学校法人 穴吹学園

穴吹コンピュータ専門学校

二 学校及び学科の名称

変	更	前	変	更	後
穴吹コンピュータ専門学校			穴吹情報デザイン専門学校		
建築デザイン科			建築デザイン学科		